

社会福祉法人ぎんなん福祉会 役員等報酬及び費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ぎんなん福祉会の役員及び評議員等の報酬及び費用について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第15条に基づき選任された理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、施設の職員を兼務し、職員として常時従事する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき選任された者をいう。
- (5) 報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項に定める報酬等をいい、報酬、賞与その他職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものである。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費(宿泊費を含む)、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものである。

(報酬等の区分)

第3条 役員の報酬は、常勤役員にあっては月額報酬、賞与及び退職手当とし、非常勤役員及び評議員については、業務に応じた報酬とし、賞与及び退職手当は支給しない。

(報酬額)

第4条 役員の報酬は、定款第21条に定めるとおりとする。

- 2 評議員の報酬については、定款第8条に定めるとおりとする。
- 3 職員給与を受けている理事が1名の場合であって、個人の職員給与が特定されてしまう場合は、当該理事の職員給与を報酬総額に含めないものとする。

(常勤役員の報酬等の算定方法)

第5条 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬(基本給)については、職員給与規程に定める俸給表により支給する。
- (2) 賞与については、職員給与規程により算定される期末・勤勉手当を支給する。
- (3) 賞与以外の諸手当については、職員給与規程の各規定により支給する。
- (4) 退職手当については、社会福祉施設職員退職手当共済法の規定による退職手当を支給する。

(費用弁償)

第6条 非常勤役員及び評議員が、会議に出席する場合、監査を実施した場合、その他職務を執行した場合は、費用弁償として別表に定める額を支給する。

2 前項に定める場合のほか、役員等が法人の業務を行うために出張した場合は、役員等を職員のうち一般職俸給表の適用を受ける4級以上の職務にあるものとみなして、職員の旅費支給の例により計算し

た額を支給する。

(重複支給の禁止)

第7条 常勤役員は、常勤の職員として受ける旅費相当の費用を支給するものとし、役員としての費用弁償は支給しない。

(公 表)

第8条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の議決により行うものとする。

(補 則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

- 1 社会福祉法人ぎんなん福祉会役員等の費用弁償に関する規程は廃止する。
- 2 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別 表

| | 4時間未満 | 4時間以上 |
|---------------|--------|--------|
| ①宮崎市田野町に居住する者 | 3,000円 | 6,000円 |
| ②①以外の地域に居住する者 | 4,500円 | 7,500円 |